犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この訓令は、耕作の放棄等により荒廃した農地の再生及び利用促進並びに地域農業の振興を目的として交付する犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和５６年規則第１０号。「以下「規則という。」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この訓令において「荒廃農地」とは、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成２０年４月１５日付け１９農振第２１２５号農林水産省農村振興局長通知）２に規定する荒廃農地をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、市内の農地を耕作する農業者、農業者が組織する団体及び農業法人並びに市長が適当と認める者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としない。

(1)　規則第４条の申請をしようとする日の属する年度において補助金の交付を受けた者

(2)　犬山市税条例（昭和２９年条例第１７号）第３条に規定する市税（以下「市税」という。）を滞納している者

 (3)　犬山市暴力団排除条例（平成２４年条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

　（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　自らが耕作するため、市街化調整区域内にある荒廃農地を、耕起、除礫、土壌改良等により耕作可能な状況に再生する活動（以下「再生活動」という。）であること。

(2)　再生活動を実施する農地（以下「事業地」という。）について、再生活動を実施した年度から起算して３年間耕作を継続する見込みであること。

(3) 事業地が再生活動を実施する者又はその直系親族の所有でない場合にあっては、所有権の移転又は３年以上の期間にわたる利用権等の権利の設定の見込みがあり、かつ、再生活動の実施について所有者の同意が得られていること。

(4)　事業地が再生活動を実施する者又はその直系親族の所有である場合にあっては、事業地が荒廃農地となった原因にやむを得ない理由があること。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金単価に事業地の面積を乗じて得た額の合計額とする。ただし、１申請当たりの事業地の面積は、３０アールを限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 補助金単価（10アール当たり） |
| 労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）別表第７第２号の１及び２に掲げる機械を使用する再生活動 | 60,000円 |
| 上記以外の再生活動 | 50,000円 |

２　前項の規定により算出された額に、１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金に係る規則第４条の申請は、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　事業地の位置図及び写真

(2)　第４条第３号の要件に該当する場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できる書類

 (3)　市税の納付状況を確認することの承諾書

 (4) 暴力団排除に関する誓約書

（5） その他市長が必要と認める書類

　（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて農業委員会に助言を求めた上で、速やかに補助金の交付の可否を決定し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、この場合において、市長は、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

　（計画変更）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第３）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　事業地に変更があった場合は、位置図及び写真

(2)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第４）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から３０日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金実績報告書（様式第５）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　交付決定通知書の写し

(2)　事業地の再生活動実施後の写真

(3)　事業地について、３年以上の期間で権利設定を行ったことが確認できる書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

　（額の確定）

第１０条　市長は、前条の報告を受理したときは、速やかにその内容の審査、現地調査等を行った上で、補助金の額を確定し、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金額確定通知書（様式第６）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１１条　補助金に係る規則第１２条第３項の請求は、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付請求書（様式第７）によるものとする。

　（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金返還命令書（様式第８）により補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　この訓令の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2)　補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき。

(3)　補助事業を中止又は廃止したとき。ただし、市長が災害等やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(4)　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助事業の執行に関し、不正の行為があったとき。

（耕作状況報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の完了した日の翌年度から起算して３年間、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金耕作状況報告書（様式第９）により耕作状況を市長に報告しなければならない。

（雑則）

第１４条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　この訓令は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

この訓令は、令和２年５月１日から施行し、改正後の犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

　　　附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第９条中犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

様式第１（第６条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

犬山市長

申請者　住　　所

　　　　氏　　名

　　電話番号

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。また、申請情報が犬山市農業委員会と共有利用されることを承諾します。

記

１　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 事業区分

（重機使用の有・無に○を付ける） | 重機使用（有･無） |
| 1. 補助事業地面積

（上限３０アール。小数点以下第３位切り捨て） | アール |
| (3)　交付申請額補助事業地面積×(　　)万円÷１０アール（１００円未満切り捨て） | 円 |

２　事業計画

(1)事業地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地番 | 登記地目 | 面積 | 所有者 | 取組内容 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※取組内容欄には、再生活動内容を記載すること。

(2)実施期間

着手予定日　　　年　　月　　日

完了予定日　　　年　　月　　日

３　添付書類

1. 事業地の位置図及び写真

（2） 第４条第３号の要件に該当する場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できる書類

 (3)　市税の納付状況を確認することの承諾書

 (4) 暴力団排除に関する誓約書

（5） その他市長が必要と認める書類

様式第２（第７条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付（不交付）決定通

知書

犬山市指令第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

犬山市長　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付けで申請があったこのことについて、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　審査結果

　　　交付　　・　　不交付

２　交付の場合

(1)　交付決定額　　金　　　　　　　円

(2)　補助金交付の条件

３　不交付の場合その理由

様式第３（第８条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日

犬山市長

申請者　住　所

　　　　氏　名

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更内容

　　　変更前

　　　変更後

２　計画変更理由

３　添付書類

 (1)　事業地に変更があった場合は、位置図及び写真

（2） その他市長が必要と認める書類

様式第４（第８条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

犬山市長　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付けで申請があったこのことについて、犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　審査結果

　　　承認　　・　　不承認

２　承認の場合

(1)　交付決定額　　金　　　　　　　円

(2)　補助金交付の条件

３　不承認の場合その理由

様式第５（第９条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金実績報告書

年　　月　　日

犬山市長

報告者　住　所

　　　　氏　名

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地番 | 取組内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※取組内容欄には、実施した再生活動を記載すること。

２　事業完了日　　　年　　月　　日

３　添付書類

(1)　交付決定通知書の写し

 (2)　事業地の再生活動実施後の写真

（3） 事業地について、３年以上の期間で権利設定を行ったことが確認できる書類

 (4)　その他市長が必要と認める書類

様式第６（第１０条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金額確定通知書

第　　号

年　　月　　日

　　　 　　　様

犬山市長　　　　　　　㊞

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり通知します。

１　補助金交付確定額　　金　　　　　　　円

様式第７（第１１条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付請求書

年　　月　　日

犬山市長

請求者　住　所

　　　　氏　名

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり請求します。

記

１　請求額　　金　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 農　　協銀　　行　　　　　　　　支店金　　庫 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　　） |
| 口座番号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）口座名義人 |  |

様式第８（第１２条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金返還命令書

第　　号

年　　月　　日

　　　　 　　様

犬山市長　　　　　　　㊞

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり命令します。

記

１　返還命令額　　金　　　　　　　円

２　返還期日　　　　　年　　月　　日

３　返還理由

様式第９（第１３条関係）

犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金耕作状況報告書

年　　月　　日

犬山市長

報告者　住　所

　　　　氏　名

　犬山市荒廃農地等利活用促進事業補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業地の耕作状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地番 | 作付作物 | 備考 |
|  | 有（作物名　　　　　　）・無 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　補助事業年度　　　年度

３　添付書類

(1)　作付状況が確認できる事業地の写真